

資金の貸付種類と対象内容

1 総合支援資金

【対象】低所得世帯

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯に、継続的な相談支援（就労支援・家計相談等）と併せて生活再建に必要な生活費および一時的な資金

【貸付条件】以下のすべての条件に該当する世帯。

（原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受ける。）

- 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- 資金の貸付を受けようとする者の本人確認が可能であること
- 現に住居を有していること、または住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- 県社協が貸付および関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還が見込めること
- 失業等給付・職業訓練受講給付金・生活保護・年金等の他の公的給付または公的貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

2 福祉資金

【対象】低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯

日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要な費用

- 開業や現在営んでいる事業を継続するための経費
- 仕事をするために必要な知識・技能を習得するための経費
- 福祉機器の購入や冠婚葬祭・出産等日常生活上一時的に必要な経費
- 住宅の増改築や補修等に必要な経費
- 病気やけがの治療費や介護・障害福祉サービスを受けるのに必要な経費
- 火災や水害等で被害にあった時の臨時的に必要な経費

3 教育支援資金

【対象】低所得世帯

学校教育法に規定する学校に就学するために必要な経費

- 高等学校^(注3) 大学^(注4) 高等専門学校に就学するために必要な経費
(注3) 高等学校（中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含む。）
(注4) 大学（専門職大学・短期大学・専門職短期大学および専修学校の専門課程を含む。）

4 不動産担保型生活資金

【対象】高齢者世帯

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に、その不動産を担保に生活費を貸し付ける資金

【主な貸付条件】

- 世帯の構成員が原則として65歳以上であること
- 借入申込者が単独（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付を受けようとする場合に限り、共有している不動産を含む。）で所有している居住用不動産であること
- 一定以上の資産価値の居住用不動産（1,000万円以上の土地）を所有していること
- 居住用不動産に賃借権等の利用権および抵当権等の担保権が設定されていないこと
- 共同住宅は対象となりません

申込みに必要な書類

- | | |
|-------------------------|---|
| ①借入申込書 | ⑤課税証明書および納税証明書（連帯保証人のみ） |
| ②住民票（世帯全員分、本籍・続柄等記載のもの） | ⑥個人情報保護に関する同意書 |
| ③健康保険証被保険者証 | ⑦生活福祉資金貸付確認申請書 |
| ④所得証明書（学生を除く） | ⑧その他、社会福祉協議会が指定する書類
（申請内容を確認できる書類を申請者に提出いただけます。） |

借入申込者等について

借受人（借入申込者）

- 原則、世帯主（生計中心者）を借受人とします。
- 現在、生活福祉資金貸付制度において連帯借受人および連帯保証人になっている方は貸付の申込みをすることはできません。

連帯借受人

- 借受人の返済能力、資金種類、使途目的により連帯借受人を設定することが必要な場合があります。
- 連帯借受人を設定されていても、連帯保証人の設定を求められることがあります。

連帯保証人

- 借受世帯の生活の安定への援助を行い、借受世帯の償還困難時には債務を履行することができる方を連帯保証人とします。
- 借受世帯と別世帯の方
- 借受人と同一県内に居住している方
- 住民税（所得割）が課税されている方（住民税を滞納している方は連帯保証人として認められません）

貸付までの流れ

- 平成27年4月から生活困窮者自立支援制度の施行に伴って、資金種類によって借入申込みの流れが一部変更になりました。
- 申込は、市町村社会福祉協議会が窓口となります。
- 他の施策や制度の利用が可能な場合には、他方を優先していただきます。（母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構による奨学金、県奨学金貸与事業、日本政策金融公庫、商工会の貸付制度等）
- 既に購入・発注および支払済の経費は貸付対象とはなりません。
- 申請内容の達成までに必要な経費や申込から資金交付までの期間を考慮した計画作成が必要となります。
- 借入申込書および提出資料をもって総合的な審査を行い判断いたします。
- 総合的な審査を行い、貸付不決定となった場合、その理由について開示しません。
- 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また借り受けた資金の使途をみだりに変更したり、他の事由に流用した場合には、資金を即時に返還していただきます。



償還について

- 償還は据置期間後、償還計画に基づき口座振替または払込取扱票により、原則月賦にて返済いただきます。資金種類ごとに償還期間が決められています。
- 口座振替手数料・払込手数料など、償還にかかる手数料は、借受人等にご負担いただくこととしています。
- 借受人等が貸付金を定められた償還期間までに支払われなかったときは、延滞元金につき延滞利子（年3%）を徴収します。



生活福祉資金貸付条件等一覧

資金種類		貸付条件					
		資金限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
1 総合支援資金							
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内	原則3月 最長12月以内 (延長3回)	最終貸付日から 6月以内	10年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	—	貸付の日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	60万円以内	—	—			
2 福祉資金							
福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内 以下用途毎に目安額を設定	—	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	20年以内 以下用途毎の目安期間を設定	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	生業を営むために必要な経費	(460万円)			(20年)		
	技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度:130万円 1年程度:220万円 2年程度:400万円 3年程度:580万円			(8年)		
	住宅の増改築・補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)			(7年)		
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)			(8年)		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)			(8年)		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)			(10年)		
	負傷または疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。)およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円			(5年)		
	介護サービス・障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円			(5年)		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)			(7年)		
冠婚葬祭に必要な経費 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 就職・技能習得等の支度に必要な経費 その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)	(3年)					
緊急小口資金(注5)	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ●医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ●火災等被災によって生活費が必要とき ●給与等の盗難によって生活費が必要とき ●その他、これらと同等のやむを得ない事由であって、緊急性・必要性が高いと思われるとき	10万円以内	—	貸付の日から 2月以内	12月以内	無利子	不要
3 教育支援資金							
教育支援費	低所得世帯に属する方が高等学校・大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	—	卒業後6月以内	20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借入人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する方が高等学校・大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内	【教育支援費の貸付限度額の引き上げ】 教育支援費は、特に必要と認められる場合に限り、現行の貸付限度額の1.5倍までの貸付が認められることがあります。				
4 不動産担保型生活資金							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度 月30万円以内	借受人の死亡時までの期間または貸付元金(集合住宅は5割)が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後 3月以内	据置期間終了時	年3%、または長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の 中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(注6)	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	●居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ●貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内))					不要

(注5) 総合支援資金および緊急小口資金については、すでに就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。
 (注6) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金に関するお問い合わせや申請等は、最寄りの福祉事務所が窓口となります。